

千代田町告示第108号

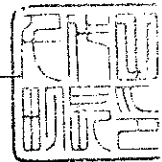
令和7年12月22日付け千代田町告示第137号により告示した千代田農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第13条第4項において準用する法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書を次により縦覧に供する。

千代田町の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について縦覧期間満了の日までに意見を提出することができる。

当該農業振興地域整備計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和8年9月16日の翌日から起算して15日以内に千代田町にこれを申し出ることができる。

令和8年8月17日

千代田町長 高橋 純



1. 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間

自 令和8年8月18日

至 令和8年9月16日

2. 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧場所

千代田町役場

千代田町大字赤岩1895番地の1